

堺市困難な問題を抱える女性への 支援に関する基本計画

**令和 7 年 3 月
堺市**

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 策定の背景と趣旨

女性の抱える困難な問題が多様化、複雑化する中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和 4 年 5 月 19 日、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「女性支援法」という。）が成立しました。

女性支援法の成立以前は、女性支援法による改正前の売春防止法（以下、「旧売春防止法」という。）の規定に基づく婦人保護に関する施策を中心に支援が行われていましたが、困難な問題に直面している女性の人権の擁護、福祉の増進、自立支援等の視点は不十分なものとなっていました。

こうした状況の中、国においても旧売春防止法に婦人保護事業の根拠を置くことの制度的限界が指摘されるようになり、有識者等による検討会が開催されるなど、困難な問題を抱える女性への支援のあり方について議論が行われました。

その後、令和 4 年 5 月に女性支援法が成立し、令和 5 年 3 月 29 日に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が公示されました。

本市においては、昭和 32 年に旧売春防止法に基づく婦人相談員を本庁福祉事務所に配置したことにはじまり、その後の拡充により現在では全ての区役所と堺市配偶者暴力相談支援センターに女性相談員を配置して、困難な問題を抱える女性の支援に取り組んでいます。特に、本市の女性相談窓口は区役所内に配置されている利点を生かした福祉施策の窓口との円滑な連携や庁外も含む関係機関への同行支援等によるケースの状況に応じた支援が特長です。

この計画は、女性支援法や基本方針の内容に基づき、また、令和 6 年 3 月に策定された「大阪府 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な計画」（以下、「府基本計画」という。）を踏まえ、改めて本市の現状と課題を分析の上、困難な問題を抱える女性への支援の方針を示すため新たに策定するものです。

計画に掲げる取組の推進により、行政、民間支援団体等の多様な関係機関が連携・協働して、困難な問題を抱える女性に寄り添い、本人の意思を尊重しながら、つながり支えることで、少しでも不安を取り除き、困難な問題を抱える女性が安心して自分らしい自立した生活を送ることができる社会をめざします。

2 本計画における支援対象者

女性支援法第 2 条では、女性支援法の対象となる困難な問題を抱える女性について「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）」と規定しています。

本計画では、女性支援法の目的や、国の定める基本方針における基本的な理念及び府基本計画を踏襲し、女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍、出自等を問わず、従前から婦人保護事業の対象となってきた方を含め、必要に応じて支援の対象者としてします。

3 上位計画、関連計画

本計画は、「堺市基本計画 2025」及び「堺市 SDGs 未来都市計画」を上位計画とし、本計画の取組の推進を通して、関連する重点戦略とゴールの達成をめざします。

また、男女共同参画社会の実現を目的として策定された「第 5 期さかい男女共同参画プラン」をはじめ、市の各分野における関連計画に掲げる施策、事業と連携して、困難な問題を抱える女性が安心かつ自立して暮らすことができる環境を整えます。

4 計画の期間

令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間とします。

第 2 章 堺市における現状と課題

1 堺市における支援の現状

(1) 支援の体制

堺市では、旧売春防止法に基づく女性相談員を中心に、配偶者等からの暴力や離婚問題等、日常生活を営む上で困難な悩みを抱える女性からの相談に応じ、庁内外の関係機関との緊密な連携により、自立に向けての支援を行っています。

各区役所の女性相談窓口や配偶者暴力相談支援センターに女性相談員を配置しており、府内では比較的手厚い支援体制を整えています。また、児童を伴った相談や離婚後の生活に関する相談もあり、各区役所に配置されている家庭児童相談員や母子・父子自立支援員等と連携し、多様な問題に対応しています。

(2) 区役所の女性相談窓口

①相談件数（図 1、表 1～3）

- ・令和 5 年度の区役所の女性相談窓口における相談件数は延べ件数 3,841 件、実件数 1,867 件とほぼ横ばいの状況です。（図 1）
- ・年齢別では 30 代が 494 件、40 代が 511 件と多く、それぞれ全体の約 27%です。それと比べると、18～19 歳は 19 件で約 1%、20 代は 294 件で約 16%と、若年層の相談は比較的小さい傾向にあります。（表 1）
- ・主訴別では、配偶者等からの暴力が 1,193 件で約 64%と最も多い状況です。（表 2）
- ・方法別では、区役所へ来所しての相談が 1,244 件で 6 割を超えています。（表 3）

図 1 相談件数（令和 3 年度～5 年度）

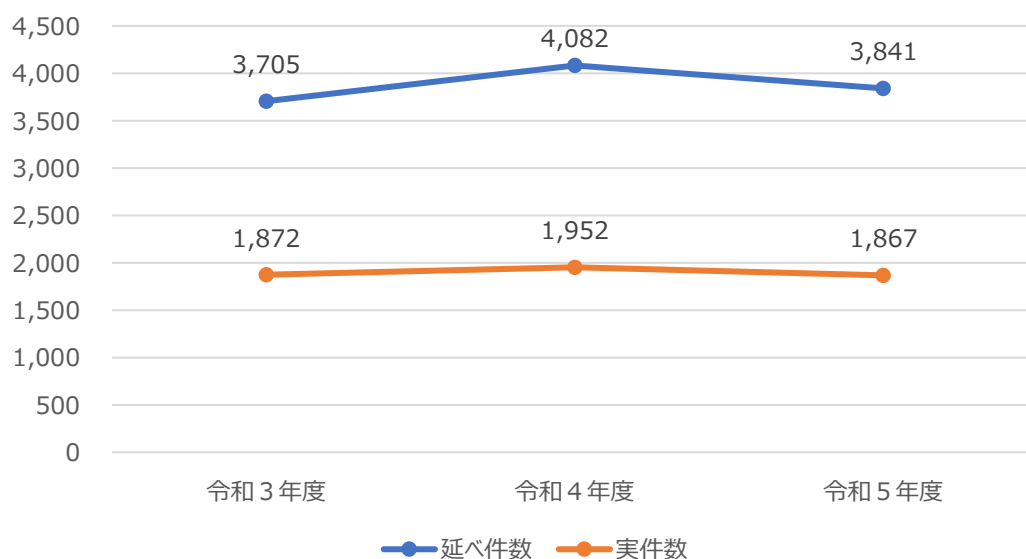


表 1 相談件数（年齢別）

（件）

	18 歳 未満	18 歳 19 歳	20 代	30 代	40 代	50 代	60 歳 以上	不明	計
R3	1	28	349	486	535	241	160	72	1,872
R4	3	25	320	484	550	307	159	104	1,952
R5	2	19	294	494	511	311	153	83	1,867
R5 構成比	0.1%	1.0%	15.7%	26.5%	27.4%	16.7%	8.2%	4.4%	

表 2 相談件数（主訴別）

（件）

	配偶者等からの暴力	離婚問題	配偶者等以外からの暴力	ストーカー被害	経済問題	医療関係	住居問題	帰住先なし	売春問題	その他	計
R3	1,145	210	227	16	23	18	11	17	0	205	1,872
R4	1,154	251	254	6	37	28	19	7	1	195	1,952
R5	1,193	251	265	7	27	6	14	21	2	97	1,867
R5 構成比	63.4%	13.3%	14.1%	0.4%	1.4%	0.3%	0.7%	1.1%	0.1%	5.2%	

表 3 相談件数（方法別）

（件）

	来所	電話	その他	計
R3	1,095	686	91	1,872
R4	1,179	690	83	1,952
R5	1,244	558	65	1,867
R5 構成比	66.6%	29.9%	3.5%	

（参考）夜間・休日 DV 電話相談件数

（件）

	相談延べ件数
R3	125
R4	90
R5	91

②支援内容（表 4）

- ・支援件数は 3,000 件を超えており、そのうち支援対象者が行う裁判所や行政機関（庁内の他部署も含む）での手続きに同行する「同行支援」が 2 割を超えています。
- ・積極的な同行支援は堺市の女性相談員の特長であり、支援対象者に寄り添った円滑な支援につながっています。

表 4 支援件数

（件）

	支援件数	うち同行支援
R3	3,252	697
R4	3,576	804
R5	3,364	793
R5 構成比	-	23.6%

③母子生活支援施設への入所支援（表 5）

- ・母子生活支援施設では、母子を保護し、その自立を促進するため個々の家庭生活及び稼働状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の教育に関する相談及び助言等の支援を行っています。
- ・配偶者等からの暴力や経済的な理由等により、支援対象者と同伴児童が入所する場合があります。

表 5 母子生活支援施設への入所支援の件数と入所理由

（件）

	配偶者等からの暴力	経済的な理由	計
R3	9	1	10
R4	7	1	8
R5	4	0	4
R5 構成比	100.0%	0.0%	

④一時保護（表 6、表 7）

- ・配偶者等からの暴力から緊急に避難することが必要な場合など、一時保護が必要と判断された場合は、大阪府に依頼の上実施します。令和 5 年度は計 27 件実施しました。
- ・年齢別では 30 代が最も多く、令和 5 年度は 9 件で約 33%、次いで 40 代が 7 件で約 26% です。（表 6）
- ・主訴別では、配偶者等からの暴力が最も多く、21 件で約 78%です。（表 7）

表 6 一時保護件数（年齢別）

（件）

	20 歳 未満	20 代	30 代	40 代	50 代	60 歳 以上	計
R3	3	14	5	6	3	3	34
R4	3	8	7	9	6	2	35
R5	1	4	9	7	5	1	27
R5 構成比	3.7%	14.8%	33.3%	25.9%	18.5%	3.7%	

表 7 一時保護件数（主訴別）

（件）

	配偶者等 からの暴力	配偶者等以外 からの暴力	帰住先なし	計
R3	22	9	3	34
R4	24	9	2	35
R5	21	3	3	27
R5 構成比	77.8%	11.1%	11.1%	

⑤保護命令の申立及び発令（表 8）

- ・配偶者等からの暴力を理由に裁判所に保護命令の申立を行う場合の支援を行っています。
- ・令和 5 年度は 14 件の保護命令の申立を支援し、そのうち 12 件で保護命令が発令されました。

表 8 保護命令申立等の件数

（件）

	申立	発令	取下	却下
R3	7	6	1	0
R4	6	5	0	1
R5	14	12	1	1

⑥証明書発行支援件数（表 9）

- ・配偶者等からの暴力から避難している支援対象者の所在が加害者に知られてしまうことを防ぐため、加害者が支援対象者の住民基本台帳を閲覧等できない状態にする「住民基本台帳事務における DV 等支援措置」（以下、「住基支援措置」という。）の手続きの支援や、住民票を異動させずに所在地で行政等の制度を利用できるよう「配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書」（以下、「DV 相談証明書」という。）の発行などを行っています。
- ・令和 5 年度は、計 820 件の支援を行っています。

表 9 証明書発行支援の件数

（件）

	住基支援措置 意見付与	DV 相談証明書	臨時給付金等に 係る証明書	計
R3	517	126	23	666
R4	530	130	30	690
R5	605	171	44	820
R5 構成比	73.8%	20.9%	5.4%	

（3）堺市配偶者暴力相談支援センターへの相談件数

堺市では、堺市配偶者暴力相談支援センターを設置しています。同センターでは、配偶者等からの暴力に関する相談を電話で受け付け、各区の女性相談員や関係機関と連携して支援を行っています。

令和 5 年度の相談延件数は計 376 件であり、配偶者等からの暴力に関する相談は 322 件で約 86%です。

表 10 相談件数（配偶者暴力相談支援センター）

（件）

	来所	電話	計
R3	6	437	443
R4	18	331	349
R5	38	338	376
R5 構成比	10.1%	89.9%	

表 11 相談内容（配偶者暴力相談支援センター）

（件）

	配偶者等からの暴力	配偶者等からの暴力以外	計
R3	223	220	443
R4	283	66	349
R5	322	54	376
R5 構成比	85.6%	14.4%	

(4) 民間団体との連携

堺市では、民間団体と連携して、切れ目のない支援を行っています。

<主な連携>

▶サポートハウス事業

援護を必要とする DV 被害者等に居室を提供し、各般の相談に応じ、その方に応じた適切な支援を行います。

▶夜間・休日 DV 電話相談

DV 被害者が 24 時間いつでも電話相談できるよう、夜間や休日の電話相談を行います。

▶DV 対策連絡会議

関係機関、民間団体、弁護士、庁内の関係部署等が参加する連絡会議を開催し、配偶者等からの暴力の防止や被害者支援の取組についての意見や情報の交換を行います。

(5) 支援対象者の声

令和 6 年度に支援を受けた方への意見聴取を実施し、31 人にご協力いただきました。回答いただいた全員が「支援を受けて良かった」と回答しています。一方で、行政への相談に「敷居が高いと感じる」とのご意見もありました。

<主なご意見>

支援を受けて良かったこと	こんな支援があれば良いと思うこと
・困っている状況を聞き、今後の生活について丁寧に教えてくれたため不安が解消したこと ・行政の複雑な手続きに同行しサポートしてもらえたため、円滑に進められたこと ・客観的なアドバイスをもらえたことで現状が DV であるという認識が持つことができたこと	・些細なことでも相談できる窓口 ・避難先の自治体における住民同様の支援 ・離婚のための助成金 ・行政への相談の敷居を低くすること

2 支援における課題

- ▶女性相談員の支援を受けた方への意見聴取の中で、行政機関への相談は心理的にハードルが高いとの意見もあり、必要な方への支援につなげるためにも、困難な問題を抱える全ての女性が気軽に相談できる環境を整備する必要があります。
- ▶相談者に占める年齢別割合をみると、30代、40代の約27%と比して、若年層（18～29歳）が約17%と低い状況です。この数値は堺市の年齢別人口割合（※）と比較しても低く、支援が必要な若年女性が相談できていない可能性があります。
（※）18～69歳の女性に占める18～29歳の人口の割合は19.5%
- ▶同行支援している間女性相談員が不在になり、支援対象者から相談があっても、専門的な支援ができなくなります。相談の機会を逸しないためにも、女性相談員不在時に対応できる職員の育成が必要です。

第3章 基本目標

基本目標 1

困難な問題を抱える全ての女性に安心して相談できる相手がいることを知ってもらい、不安を抱える支援対象者が相談につながりやすくなるようにします。

基本目標 2

支援が必要でも行政機関につながりにくい支援対象者（特に若年女性等）を早期に把握し、適切な支援につなげます。

基本目標 3

女性相談員が不在の時であっても、全ての支援対象者に、それぞれの状況に応じた、必要な支援ができる体制を構築します。

【目標値】

基本目標		現状	目標値
(1)	女性相談（DV や離婚等女性が相談できる窓口）の認知度	32.4%※	70%
(2)	若年層（18～29 歳）の相談件数	313 件	500 件
(3)	女性相談支援に携わる職員の初任者研修受講率	71%	100%

※ 女性相談の認知度は市政モニターアンケートで今後調査する予定。代わりに令和 2 年 7 月に調査した「堺市配偶者暴力相談支援センター」の認知度 32.4%を参考値として掲載。

【目標値の根拠】

- (1) 認知度を増加させることで、支援対象者がつながりやすくなることをめざす（市政モニターアンケートによる調査により把握）。
- (2) 堺市の 30 代及び 40 代の女性人口に対する相談件数の割合が約 1%であることから、18～29 歳の女性人口に対する相談件数の割合も約 1%にすることをめざす。
- (3) 支援対象者がいつでも必要な支援を受けられる支援体制をめざす。

第4章 支援の方針及び内容

計画における支援内容について、国の策定指針で示された項目に沿って以下に記します。

支援するにあたり、関係機関や民間団体と連携し、支援における課題を共有しながら、効果的に取組を進めます。

1 支援対象者の早期の把握

困難な問題を抱える女性が早期に必要な支援を受けられるよう、行政や民間団体の相談窓口を周知します。また、若年層など相談につながりにくい女性を支援できるよう、学校でのデートDVや性暴力についての周知、SNSを活用した情報発信等を行います。

（主な取組内容）

- ▶ 配偶者暴力相談支援センターの周知リーフレットを救急隊からDV被害が疑われる方へ配布
- ▶ 堺市の女性相談窓口や取組の発信（マスメディアの取材への協力）
- ▶ DVが疑われる方の情報を関係部局で共有
- ▶ 母子健康手帳へのDV相談窓口の掲載や手帳配布時の面談による早期発見
- ▶ 学校でのデートDVや性暴力についての周知
- ▶ SNSを活用した若年層への周知
- ▶ 高校や大学等と連携した若年層への周知
- ▶ 民生委員と連携した高齢層への周知
- ▶ 18歳を迎え児童から成人になる女性に係る子ども相談所や家庭児童相談員との連携
- ▶ 医療機関との連携強化
- ▶ 母子生活支援施設との連携強化
- ▶ 災害時においても相談窓口があることの周知

2 居場所の提供

困難を抱える女性が安心して過ごせる居場所を提供します。また、行政の窓口では心理的なハードルが高く、相談や支援につながりにくい方に向けて、民間の支援者や同じ立場の方と交流できる居場所を周知し、相談のハードルを下げ、相談や支援につながりやすくなるよう取り組みます。

（主な取組内容）

- ▶ 民間の施設を活用した緊急避難できる場所の確保
- ▶ 一時保護入所に向けた大阪府との調整
- ▶ 母子生活支援施設入所に向けた施設との調整
- ▶ 同じ悩みを抱える女性が集まるグループの周知

3 適切な相談支援

堺市の女性相談員は支援の総合的なコーディネートを担当しています。支援調整会議の開催により、多様な支援者が取組の方向性を相互に確認し、適切な役割分担のもと円滑な支援を行います。また、職員研修を充実させ、女性相談員が同行支援などで不在の場合にも一定水準の支援を行います。更に、困難な問題を抱える女性について全庁的に意識を向上させ、すべての部署の窓口等で対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた寄り添った対応を行います。

（主な取組内容）

- ▶ 窓口、電話での適切な情報提供、助言の実施
- ▶ 自治体窓口、裁判所等への同行支援
- ▶ 女性相談員を中心とした庁内関係部署（高齢者、障害者、生活保護受給者等）の連携
- ▶ 女性相談窓口の周知（配偶者暴力相談支援センターの周知、リーフレット、HP）
- ▶ 女性相談員の研修、専門家による個別事例検討会の実施
- ▶ 弁護士による DV 専門法律相談の実施
- ▶ 時間外電話相談の実施
- ▶ ボランティア通訳等を活用した外国人支援
- ▶ 支援調整会議（個別ケース検討会議）の開催
- ▶ 子育て支援課職員（女性相談員以外）への研修の実施
- ▶ 支援対象者の状況に配慮した適切な対応に関する庁内関係部署への研修の実施
- ▶ SNS 等を活用した相談支援

4 一時保護

緊急に避難が必要と判断される場合に、大阪府に対して速やかに一時保護の依頼を行います。

一時保護の前に、携帯電話を使用することによる危険性（位置情報の特定）を丁寧に説明します。

一時保護の終了時には、必要に応じて同行支援、民間団体との連携等により、支援対象者が新しい場所での生活を安心して始められるよう支援します。

（主な取組内容）

- ▶ それぞれの状況に応じた一時保護や多様なニーズに対応した支援の実施
- ▶ 緊急避難に要する交通費等の支給
- ▶ 高齢者、障害者、生活保護受給者等、関係窓口や機関と連携し、保護解除後の施設への入所や住宅確保のための円滑な支援の強化

5 被害回復支援

困難な問題を抱える女性の中には、暴力による心的外傷（トラウマ）や何らかの障害または疾病を抱えている方がいます。医療機関等の専門機関と連携し、被害の回復に向けて支援対象者に寄り添った支援を行います。

（主な取組内容）

- ▶ 暴力被害者等に対する医療機関等と連携した被害者の心身の健康の回復のための心理ケア事業の実施
- ▶ 性的な被害を含めた暴力被害者等に対する医療機関等と連携した心身の健康の回復のための援助
- ▶ 同じ悩みを抱える女性が集まるグループの周知
- ▶ 支援対象者の状況に配慮した適切な窓口との連携

6 日常生活の回復支援

支援対象者が安心して本来の日常生活を営むことができるよう、行政機関に同行して手続きの支援を行うなど、継続的な支援を行います。

（主な取組内容）

- ▶ 保護命令申立書作成の支援
- ▶ 入所施設等と連携し、一時保護を経て施設入所する支援対象者への同行支援
- ▶ 母子生活支援施設入所中の自立に向けた生活支援
- ▶ 住民票の異動等の必要な手続きの同行支援

7 同伴児童等への支援

面前 DV 等により傷ついた同伴児童の心身の健康の回復を支援します。また、必要に応じて、女性相談員、家庭児童相談員、子ども相談所など関係機関が連携して、同伴児童の意思も踏まえ、その養育についての支援や見守りを行います。

（主な取組内容）

- ▶ 暴力被害者等に対する医療機関等と連携した被害者児童の心身の健康の回復のための心理ケア事業の実施
- ▶ 同伴児童等への支援体制の調整
- ▶ 緊急避難に要する交通費等の支給
- ▶ 住民票の異動ができない DV 被害者の同伴児童に対する就学先の配慮
- ▶ 18 歳を迎え児童から成人になる女性に係る子ども相談所や家庭児童相談員との連携

8 自立支援

支援対象者の意思を尊重し、その人らしい暮らしが実現できるよう生活基盤を整えるための支援を行います。

（主な取組内容）

- ▶ 相談者のニーズに応じた支援の調整窓口として自立支援をコーディネート
- ▶ 住基支援措置の意見の付与
- ▶ 年金や給付金等の申請に必要な DV 相談証明書の発行
- ▶ 緊急避難に要する交通費等の支給
- ▶ 離婚前の方を対象とした離婚に関するオンラインセミナーの実施
- ▶ 庁内・庁外連携機関を委員とする DV 対策連絡会議（年 1 回）の開催
- ▶ 住民票の異動ができない DV 被害者に対する国民健康保険等の加入等に関する特例措置
- ▶ 支援調整会議（個別ケース検討会議）における支援体制の調整
- ▶ 民間と連携した住まいの確保の支援

9 アフターケア

支援終了後も継続して支援対象者と緩やかにつながり続けることで、再び困難な状況に陥った際にも早期に女性相談員が状況を把握でき、また、庁内のどの関係部署からでも円滑に再度の支援につながるよう、アフターケアに取り組めます。

（主な取組内容）

- ▶ 母子生活支援施設退所後の自立に向けた支援
- ▶ 女性相談員を中心とした継続的なアフターケアの実施
- ▶ 支援対象者の状況に配慮した適切な対応に関する庁内関係部署への研修の実施

第 5 章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部署、大阪府をはじめ他自治体、警察・裁判所などの関係機関、困難な問題を抱える女性を支援する民間団体といった多様な主体と連携し、効果的に取組を進めます。

2 計画の進捗管理

困難な問題を抱える女性への支援が効果的に取り組んでいるかを検証するため、毎年度、基本目標の達成状況について点検し、取組の改善を行います。また、点検結果は市のホームページでの公表と堺市 DV 対策連絡会議等の会議での報告を行い、明らかになった課題等について支援内容の見直しを行います。